（自家用有償旅客運送者登録簿）

第六条　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の三第一項の自家用有償旅客運送者登録簿は、道路運送法施行規則第五十一条の五第一項の規定にかかわらず、別記第一号様式によるものとする。

（変更登録）

第七条　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の七第一項の変更登録を申請しようとする者は、道路運送法施行規則第五十一条の十一第二項の規定にかかわらず、同条第一項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一～三　（略）

第九条　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなされた自家用有償観光旅客等運送について道路運送法施行規則の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十一条の四第一項	地域公共交通会議等を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議等において協議により定められた区域（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画において、当該自家用有償旅客運送を導入することが定められている区域）	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の二の二第二項の規定により同法第八条第一項に規定する区域計画に定められた運送の区域
第五十一条の六	（略）	（略）
	路線又は運送の区域	国家戦略特別区域法第十六条の二の二第二項の規定により区域計画に定められた路線又は運送の区域
	（略）	（略）

（自家用有償旅客運送の輸送実績報告書）

第十条　法第十六条の二第一項の規定により自家用有償観光旅客等運送を道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）第二条の二第一項中「第六号様式」とあるのは、「国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則別記第二号様式」とする。

附　則

この省令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。

（自家用有償旅客運送者登録簿）

第六条　法第十六条の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の三第一項の自家用有償旅客運送者登録簿は、道路運送法施行規則第五十一条の五第一項の規定にかかわらず、別記第一号様式によるものとする。

（変更登録）

第七条　法第十六条の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の七第一項の変更登録を申請しようとする者は、道路運送法施行規則第五十一条の十一第二項の規定にかかわらず、同条第一項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一～三　（略）

第九条　法第十六条の二第一項の規定により道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなされた自家用有償観光旅客等運送について道路運送法施行規則の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十一条の四第一項	地域公共交通会議等を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議等において協議により定められた区域（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画において、当該自家用有償旅客運送を導入することが定められている区域）	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の二の二第二項の規定により同法第八条第一項に規定する区域計画に定められた運送の区域
第五十一条の六	（略）	（略）
	路線又は運送の区域	国家戦略特別区域法第十六条の二の二第二項の規定により区域計画に定められた路線又は運送の区域
	（略）	（略）

（自家用有償旅客運送の輸送実績報告書）

第十条　法第十六条の二第一項の規定により自家用有償観光旅客等運送を道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）第二条の二第一項中「第六号様式」とあるのは、「国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則別記第二号様式」とする。